

平成30年度第1回千葉市社会福祉審議会 議事録

1 日時：平成30年5月25日（金） 午後7時～午後8時26分

2 場所：千葉市総合保健医療センター5階 大会議室

3 出席者：

(1) 委員

秋葉忠雄委員、畔上加代子委員、池田孝子委員、今井俊哉委員、植草毅委員、太田耕造委員、小野満佐子委員、金親肇委員、金子充人委員、北川裕子委員、木村秀二委員、木村章委員、合江みゆき委員、後藤千春委員、今田進委員、佐々木喜代枝委員、新見將泰委員、鈴木孝雄委員、住吉タミコ委員、高野正敏委員、高山功一委員、武井雅光委員、多田孝委員、玉山トミ子委員、土屋稔委員、時田豊委員、鳥越浩委員、中澤潤委員、中村伸枝委員、中谷房子委員、西尾孝司委員、野尻雅美委員長、林克忠委員長職務代理、林淳一委員、日比野久美子委員、平山登志夫委員、福留浩子委員、松崎泰子委員、森元秧委員、森脇清委員、山下興一郎委員、米村美奈委員

(2) 事務局

保健福祉局

小早川保健福祉局長、山口保健福祉局次長、今泉健康部長、鳩川高齢障害部長、白井保健福祉総務課長、浅井地域福祉課長、片岡保護課長、石川地域包括ケア推進課長、谷在宅医療・介護連携支援センター所長、鈴木健康企画課長、南高齢福祉課長、高石介護保険管理課長、清田介護保険事業課長、柏原障害者自立支援課長、松田障害福祉サービス課長
こども未来局

山元こども未来局長、内山こども企画課長、鎌野健全育成課長、宮葉こども家庭支援課長、鈴木幼保支援課長、柘見幼児教育・保育政策担当課長、松永幼保運営課長、山口児童相談所長

4 議題：

- (1) 特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について
- (2) 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）について
- (3) 千葉市高齢者保健福祉推進計画・第7期介護保険事業計画について
- (4) 千葉市貧困対策アクションプランについて
- (5) 第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画について
- (6) 平成29年度審議事項及び平成30年度各会議の開催予定について

○齋藤保健福祉総務課長補佐 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第1回千葉市社会福祉審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保健福祉総務課課長補佐の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご出席の委員は、総数58名のうち41名でございますので、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項に基づき、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、上から次第、席次表、委員名簿、事務局出席者名簿、それから、資料ですが、次第に記載してありますとおり、1-1から6までございまして、最後に参考資料として当審議会の関係法令等でございます。

なお、参考資料の3ページ、千葉市社会福祉審議会条例につきましては、児童福祉専門分科会に新たに部会を設置する改正を行い、平成30年3月20日に施行しております。内容につきましては、後ほど議題の中でご説明させていただきます。

また、条例改正に伴い、9ページの千葉市社会福祉審議会運営要綱及び13ページの千葉市社会福祉審議会の組織につきましても、改正・変更がございます。内容につきましては新旧対照表等でご確認をお願いいたします。

会議資料は以上となりますが、資料に不足等がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、会議に先立ち、保健福祉局長の小早川雄司よりご挨拶を申し上げます。

○小早川保健福祉局長 保健福祉局長の小早川でございます。審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また遅い時間にもかかわらずご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の保健福祉行政はもとより、市政各般にわたりご支援とご協力を賜っておりますことを、心よりお礼を申し上げます。

さて、我が国では本格的な少子超高齢社会を迎えておりますが、千葉市におきましても高齢化率が25%を超え、今後も上昇が続く見込みとなっております。このような中、市民の皆様が健康で生きがいを持って生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの構築・強化や、受動喫煙対策などの健康づくりの推進、さらには、共生社会の実現に向けた障害者支援の体制の充実など、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

今後も引き続き、社会情勢の変化などに柔軟に対応するとともに、市民の皆様が安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指しまして、鋭意努めてまいり所存でございますが、我々行政のみでなし得ることは困難でありまして、委員の皆様の専門的な知見に基づくご支援が必要不可欠であると考えております。

どうか皆様におかれましては、当審議会及び専門分科会等におきまして、忌憚のないご意見をいただきますとともに、それぞれのお立場から本市の保健福祉行政の推進のため、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 続きまして、昨年8月4日に行われました、平成29年

度第1回社会福祉審議会以降、新たに委員に就任された方々のお名前を委員名簿順にご紹介させていただきます。

まず、本日出席の方から。千葉市民生委員児童委員協議会副会長、時田豊様。

○時田委員 時田です。よろしく申し上げます。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 千葉市小中学校長学校運営協議会、北川裕子様。

○北川委員 よろしくお願いたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 同じく、千葉市小中学校長学校運営協議会、後藤千春様。

○後藤委員 よろしくお願いたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 千葉市医師会、鈴木孝雄様。

○鈴木委員 よろしくお願いたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 次に、本日も欠席の、千葉市老人クラブ連合会会長、平島弘二様、日本公認会計士協会千葉会幹事、三浦康宏様。

以上、6名の方々でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介させていただきます。なお、小早川保健福祉局長につきましては、先ほどの挨拶をもって紹介にかえさせていただきます。

こども未来局長、山元隆司でございます。

○山元こども未来局長 よろしくお願いたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 保健福祉局次長、山口淳一でございます。

○山口保健福祉局次長 山口です。どうぞよろしくお願いたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 健康部長、今泉雅子でございます。

○今泉健康部長 今泉です。よろしくお願いたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 高齢障害部長、鳩川進一でございます。

○鳩川高齢障害部長 鳩川です。よろしくお願いたします。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 その他の職員につきましては、お手元にお配りしております出席者名簿により、紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、野尻委員長よりご挨拶をお願いいたします。野尻委員長、よろしくお願いたします。

○野尻委員長 皆様、こんばんは。一年ぶりでございます。どうにか私も生きて、幸せに思っております。本日もどうぞよろしくお願いたします。

最近、ニュースがいろいろありまして、おもしろいというか、興味深く聞いておりますけど、今日の議題に関係する問題といたしまして、働き方改革の関連法案というのが、近々決まる可能性があります。その中に例えば若い方が非正規雇用ですと、なかなか結婚ができない、なかなか子供ができないということで、今日は貧困問題というのも議題になっておりますけれど、そこには余り書いていないような感じがいたしますけど、長い目で見ると、やっぱり若者はなるべく正規雇用にしてあげる、ないしは、非正規雇用でも時給を、例えば今の倍くらいにしてあげて、夢がある社会にしていけないと、やはり少子化が急速にどんどん進んでいってしまうのではないかと、そんなことを考えながら、今日の議題をまた聞かせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、簡単ですけど、私からの挨拶は以上です。

○齋藤保健福祉総務課長補佐 ありがとうございます。これより議事に入らせていた

できます。

野尻委員長、よろしくお願いいたします。

○野尻委員長　じゃあ、引き続き委員長をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題につきましては、全て報告事項となっております。

まず、議題(1)「特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について」であります。事務局から説明をお願いいたします。よろしいですか。

○松永幼保運営課長　幼保運営課の松永と申します。よろしくお願いいたします。失礼ですが座って説明させていただきます。

○野尻委員長　どうぞ。座って説明してください。

○松永幼保運営課長　それでは、早速なんですけど、資料1-1をご覧ください。

今回の重大事故検証部会を設置するに当たり、社会福祉審議会条例を市議会第1回定例会において改正いたしましたので、そちらからご説明したいと思います。

まず、1の改正の趣旨でございますが、教育・保育施設等において重大事故が発生した場合に、原因等の分析及び再発防止策を検討することを目的としておりまして、次に、2の設置の経緯をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度におきまして、特定教育・保育施設等の事業者は事故の発生又は再発防止のための措置等を講ずることとされていることを踏まえまして、国において、行政による再発防止に関する取組みの在り方等が検討されたところであります。

この検討を踏まえまして、重大事故についての分析と必要な再発防止策を検討するための検証組織を自治体に設けることとする通知が国から発出されまして、これを受けまして、本市においても設置について検討し、今回設置することといたしました。

次に、3の部会の概要をご覧ください。名称ですが、特定教育・保育施設等重大事故検証部会でございます。

所掌事務は、保育所や認可外保育施設等における死亡等の重大事故についての分析と、必要な再発防止策の検討でございます。

委員構成につきましては、社会福祉審議会委員の中から委員長が指名することとなっております。大学教授等の学識経験者、医師、弁護士、保育園及び幼稚園関係者の方を選任する予定でございます。

なお、必要に応じまして、例えば、栄養士など専門的な知見を有する委員を加える予定でございます。

参考といたしまして、社会福祉審議会の組織図を記載しておりますが、その右下の網掛けの部分が今回新設する部会でございます。

設置日につきましては、条例施行日の平成30年3月20日でございます。

裏面が新旧対照表になりますが、こちらは後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして、資料1-2をごらんください。

検証部会の運営方法等についてご説明いたします。

まず、検証内容等につきましては、死亡事故その他の重大事故の経過に関すること。同じく、原因の究明及び再発防止に関すること。その他検証が必要と認められることによりまして、関係者の処罰を目的とするものではございません。

次に、2、部会の組織に関することをご覧ください。

内容的には、先ほどご説明したとおりでございますが、事案が発生した際に、速やかに委員を選任することとしておりますが、本市においては、死亡等の重大事故は現在発生しておりませんので、委員の選任は行っていないところです。

最後に、3の会議の公開に関することについてをご覧ください。再発防止策等をまとめた報告書については公開することといたしまして、プライバシー保護の観点から、会議自体については非公開といたします。

私からの説明は以上です。

○野尻委員長　ありがとうございました。

部会は設置するけど、委員の選出は今回はしないということですね。

○松永幼保運営課長　そうです。

○野尻委員長　ただいまの説明に関しまして、どなたかご発言、ご質問ありましたらどうぞよろしくお願ひします。

なお、議事録作成のために、この会議の内容は全て録音しておりますので、ご発言の際は、まず所属とお名前をしっかりとってからご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。これはもうこういうのを設置したということで、普通ですと、名前がみんなどこに属するかというのをやるんですけど、そういうことはめったにないだろうということで、なったときにまた選任すると、そういうことですね。

○松永幼保運営課長　そうです。

○野尻委員長　ということで、この議題は終わらせていただきます。

続きまして、議題（2）「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）について」です。これも事務局からよろしくお願ひいたします、説明を。座ってどうぞ。

○浅井地域福祉課長　地域福祉課長の浅井と申します。失礼して座って説明させていただきます。

私からは、一昨年度から昨年度にかけて、5回にわたり地域福祉専門分科会でご審議いただき策定いたしました「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」についてご説明をいたします。

本日、資料としては、計画書の冊子の資料2-1が概要版で、2-2が本編になりますけれども、時間の関係もございまして、資料2-1の概要版を用いてご説明をいたします。

概要版表紙の1ページの上段の「はじめに」の枠の中に、計画の基本的な考え方という箇所がございます。本計画では、コミュニティソーシャルワーク機能の更なる強化を通じて、地域の皆様が地域の課題を解決する力を強めていくことと、地域の皆様だけでは解決できない地域の課題について、それを包括的に受けとめて支える体制を構築していくこととしております。

計画期間は、平成30年4月から平成33年3月までの3年間となっております。

本計画策定の背景といたしましては、表紙から1枚めくっていただきまして、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

千葉市の人口推移を記載しております。真ん中あたりで、平成29年の65歳以上の高齢者人口の割合は25.3%。今後も少子高齢化は進行する見通しとなっております。

その下の魚の吹き出しにあるように、市内の501町丁別に見ますと、高齢者人口の割合が5割を超えるという地域は14ございます。また、この概要版には記載してはございませんが、4割を超える地域は81もあるという、そういう状況にもなっております。

そして、その下の生活課題の複合化の状況、この円グラフがございしますが、これは相談者一人が抱える相談理由をカウントしたものです。課題を抱えている方は、例えば事故や病気で身体面の課題が生じ就労困難となって、収入面、経済面の課題につながり、そして、精神面への課題へと連鎖していくといったような、そのような複数の相談理由を抱えていらっしゃる方の割合が85%という状況がございします。

一方で、その隣に地域福祉活動への参加状況という枠がございしますが、こちらは、ウェブで実施いたしましたアンケートの結果でございしますが、「地域福祉活動に参加したことがあるか」という質問で、「参加したことがある」という回答をいただいた方は2割を切っているような状況ですが、「機会があったら参加したい」という方も6割近くになっておりまして、こうした回答を寄せていただける方々に今後働きをかけていく。そのことで、次のページ、3ページ目をごらんいただきたいんですが、上段に「地域共生社会」の実現というところの下、点線の枠で囲まれたところに、「地域共生社会とは？」というところがございしますが、そちらで「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の皆様に「我が事」という意識を育み、「丸ごと」つなげて支えていくといったことを目指しております。

その下に見出しが二つございしますが、「多機関の協働による相談支援体制の包括化」と「地域力基盤強化の支援」とありますが、これは今回、国において改正した社会福祉法を受けた内容となっております。

最後に、中ほどの枠の計画の体系と、その下の計画のポイントのところをご説明いたします。

本計画の体系でございしますが、その右のところ、フグの吹き出しがあつて、そこから第4章から資料編のご説明をしておりますけれども、第4章におきましては、各区で行われている地域福祉活動の参考となるような事例をわかりやすくご紹介をしております。

次の第5章では、地域の皆様が策定、そして推進する区計画を、第6章では、それを下支えする市の取組みを紹介し、第7章において、地域と市、それに市社協を加えた三者の取組みをテーマごとに分類して整理をしております。

また、資料編におきましては、福祉の相談窓口や地域交流スペースの一覧、見守り・助け合いのためのスタートガイド、そういったものを掲載し、その下の計画のポイントというところの3番目にございしますように、地域で活動する方、またはこれから活動しようとしてされている方、そういった方々に役に立ち、使いやすい計画になるということを目指して策定をいたしております。

今後、6月初めから町内自治会、地区民生委員、社協地区部会、小中学校、公民館、市内社会福祉法人などに、計画書の冊子をお送りする予定となっております。

委員の皆様方におかれましても、引き続き計画へのご理解とご支援にお力添えを賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上でございします。

○野尻委員長 ありがとうございます。

まだたくさん説明するような資料はあるんですけど、これでよろしゅうございしますね。

○浅井地域福祉課長 はい、結構です。

○野尻委員長 どなたかご意見とかご質問はございますでしょうか。

最初の資料の1ページ目で、右のほうに自助・共助・公助とありますが、ここでは大体一番下の公助、公のことが主として、共助、地域社会のほうもやっぱり若干触れられていることは触れられているんですね。でも、公助、公のほうを主に、どの課が担当するだとか、そういうのが書かれてあると思いますけど、その中で全てができるわけではないんでしょうけど、優先順位というのは予算の関係があるんでしょうけど、こんな問題があって、推進計画が立てられていますということで、どなたかありますか。

なかなか理解するのも難しいような面もありますけど、縦割りが横に、1ページ目の下の左のほうで、横にカットしながら、いろいろな計画が複雑に絡み合っていて、計画を立てているということです。どなたかございますでしょうか。

推進計画を立てた部会の方は、よくおわかりになっておるんだと思いますけど、また何かあったら、後ほど質問を受けることにいたしまして、それでは、この議題を一応終わらせていただきます。

今度は、議題(3)ですね。「千葉市高齢者保健福祉推進計画・第7期介護保険事業計画について」ということで、これも事務局から説明を、はい、どうぞ。お座りになって説明してください。

○南高齢福祉課長 高齢福祉課長の南でございます。よろしく申し上げます。座って説明のほうをさせていただきます。

まず、策定までの経過につきましてご説明を申し上げます。計画の策定については、平成29年4月3日に、市長から社会福祉審議会の野尻委員長に対しまして諮問をされたところでございます。

これを受けまして、高齢者福祉・介護保険専門分科会では、全4回にわたりまして審議が行われ、去る平成30年3月23日に開催されました第4回の会議において、計画案として承認されたところでございます。

また、広く市民の方からご意見をいただくため、パブリックコメント手続を平成29年12月19日から平成30年1月19日まで実施いたしまして、6人から33件のご意見をいただいたところでございます。

それでは、計画の概要についてご説明をさせていただきます。お手元の右上に3-1と書かれた資料、千葉市高齢者保健福祉推進計画(第7期介護保険事業計画)の概要をご覧ください。

まず、1の計画策定の趣旨でございますが、本市では、「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」を目標としまして、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築・強化を図ることに重点をおき、介護保険事業の適切かつ円滑な運営と各種保健福祉施策を推進するため、高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画を作成したものでございます。

次に、2の計画の位置づけにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、3の計画期間でございますが、計画期間は平成30年度を初年度といたしまして、平成32年度を目標年度とする3か年の計画となります。

また、計画期間が終了する平成32年度には評価・見直しを行い、あわせて団塊の世代が全て75歳を迎える2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を視野に入れ、段階的に取り組んでいく計画でございます。

次に、4の高齢者人口の推移でございますが、本市における65歳以上の高齢者人口は、平成29年9月末現在の24万5,000人から、平成32年には26万7,000人に増加すると見込んでおります。

高齢化率につきましては、毎年約0.4%ずつ伸びる見込みです。高齢者人口が増加し続ける中で、特に介護が必要となるリスクの高い後期高齢者が増加し、平成31年度には前期高齢者数を上回ると見込まれております。

次に、5の取組目標でございますが、枠の下にも記載をさせていただいておりますが、今期の基本指針におきまして、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うとされたため、新たに掲載するものでございます。

取組目標につきましては、①介護・支援を要しない高齢者の増加ですが、対象を75歳以上85歳未満とし、平成29年度の80.8%から平成32年度では82.5%を目標とし、認定状況により検証を行います。

目標の②介護予防に日頃から意識的に取り組んでいる高齢者の増加ですが、平成28年度の31.6%から31年度では50%、34年度は①の介護支援を要しない高齢者を82.5%としていることから、80%という少々高い目標を設定しております。

続いて、③住民主体の通いの場での介護予防活動への参加促進ですが、こちらについて、二つ目標値を設定しております。

一つ目は、介護予防に資する住民運営による通いの場への参加人数を平成28年度の1万383人から、32年度には1万6,000人を目標としております。

二つ目は、通いの場の箇所数を、平成28年度の532か所から、32年度には800か所を目標としております。どちらも毎年度千葉県への報告により検証を行います。

続きまして、2枚目、右上に3-2と書かれた資料の施策体系図についてご説明をいたします。左の基本理念、基本目標、こちらは千葉市新基本計画の方向性及び施策の柱を引き継いだものでございます。

具体的な重点的取組事業のうち、新規拡充により実施する事業をご説明いたします。

まず初めに、取組指針のI、高齢者が元気で生きるための生きがいつくりと地域づくりの推進では、主要施策の(1)の高齢者の社会参加の促進。こちらで、昨年度、稲毛区役所内に開設をしました生涯現役応援センターの拡充を図ります。

続いて、(2)健康づくりでは、新たに実施する健康寿命延伸に向けた広報啓発の強化や、高齢者に介護予防への意識の醸成と取り組みやすい環境づくりとして介護予防活動及び教室情報の一元化や介護予防の普及啓発の強化などを実施いたします。

続いて、(3)自立支援と重度化防止では、健康保険の保険者インセンティブに基づく連携として、国民健康保険における高齢者の低栄養防止と連携した対象者把握を開始いたします。

(4)地域づくりと役割づくりでは、高齢者が活動する場をつくることを目的に、福祉施設の地域福祉拠点としての利用促進やシニアリーダー活動の推進を図ってまいります。

続いて、取組方針のⅡ、支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制整備の推進では、主要施策の（１）高齢者が安心して暮らせるまちづくりと地域ケア会議の推進で、地域の課題分析を行いつつ、高齢者が必要とする支援の提供体制の構築を目指し、関係機関と連携して、コミュニティソーシャルワーク機能の強化、高齢者の移動支援、高齢者等を対象者としたペットによる生きがいつくり、地域ケア会議の推進、生活支援体制の整備を行います。

（２）の在宅医療・介護連携の推進では、訪問看護ステーションの支援、多職種連携の推進を図ってまいります。

（３）認知症施策の推進では、増加する認知症高齢者に対応するため、認知症高齢者見守り体制の構築、認知症初期集中支援チームの全市的展開を図ってまいります。

（４）権利擁護体制の充実では、ひとり暮らし高齢者の増加を見据え、権利擁護に係る地域連携ネットワークの構築を図ってまいります。

（５）あんしんケアセンターの機能強化では、あんしんケアセンター職員の適正な配置、あんしんケアセンターの機能強化に向けた保健福祉センターの体制整備、あんしんケアセンターの運営評価を実施し、高齢者に関する相談や支援体制の充実を図ってまいります。

（６）高齢者の居住安定の確保では、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を支援するため、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の実施や居住支援協議会の設置を目指します。

続いて、取組方針のⅢ、必要とされるサービスを提供するための介護基盤整備では、主要施策の（２）介護人材の確保・定着の促進で、外国人介護人材の活用、介護ロボットの普及促進を図り、不足する人材の確保に努めてまいります。

（４）効率的な介護認定体制の構築において、増加する認定業務において、認定までにかかる期間の短縮を図るため、介護認定事務の指定事務受託法人への委託を実施いたします。このほか高齢者を取り巻く状況を勘案しつつ、現行事業の評価を行い、事業見直しも含めた高齢者福祉を推進してまいります。

最後に、３枚目の右上に３－３と書かれました資料の介護保険料についてご説明をいたします。

まず初めに、１、介護保険料算定の流れでございます。

介護保険事業計画は、３年ごとに策定することとされておりますので、まず、第７期計画期間である平成３０年度から３２年度までの３年間における①高齢者人口、②要支援・要介護認定者数、さらには、③ヘルパーやデイサービスなどの居宅サービスや特養入所者の施設サービスなどの各サービスの保険給付費等の見込み量を推計し、その見込み量から④第１号被保険者１人あたりの保険料を算定することになります。

次に、２、介護保険給付費等の見込みですが、（１）被保険者数及び要介護認定者数の見込みにつきましては、本市の人口推計や第６期における認定者数の実績をもとに見込んでおり、第７期の最終年度に当たる平成３２年度においては、第１号被保険者数は２６万７、３２５人、要支援・要介護認定者数は４万５、１６７人になると見込んでおります。

次に、（２）保険給付費及び地域支援事業費の見込みですが、第６期の被保険者数、要介護認定者数、給付実績、介護報酬改定及び施設整備計画等を勘案して推計いたしまして、第７期の３年間では約２、０７９億円と見込んだところでございます。

右側に移りまして、この結果、第7期の介護保険料につきましては、65歳以上となる第1号被保険者1人当たりの保険料、いわゆる基準月額が5,300円となります。これは第6期の基準月額5,150円と比較しまして150円、率にして2.9%の増となります。

次に、改定のポイントでございますが、1点目としまして、保険料段階及び保険料率は、第6期と同様となります。

2点目は、現在実施しております公費投入による低所得者への負担軽減については、第6期に引き続き第1段階の保険料を軽減します。具体的には、第1段階の保険料率、基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減し、月額2,650円を2,385円に、265円軽減いたします。

3点目ですが、介護給付準備基金の残高約43億円のうち、約13億円を取り崩しまして、介護保険料の軽減に充てることとします。取り崩し額を一部としましたのは、国負担分原則25%のうち5%は高齢化率等により調整される調整交付金となっております。今回、調整交付金の見直しにより、高齢化率の高い自治体により多く交付されることとなり、千葉市においては、第7期、第8期で段階的に減額される見込みであることから、第8期における介護保険料の急激な上昇を防ぐため、一定額を確保することとしたものでございます。これにより平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料は下の右の表のとおりとなります。

説明は以上となります。

○野尻委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、どなたかご質問だとか、ご意見はございますでしょうか。

最近、新聞にも出ていましたね。全国でかなり高くなっていると。千葉市の場合はそれほど高くならなくて済んだということで、それはそれでよかったなと思いますけど、いかがですか、どなたか。

何か質問がありますか、はい、じゃあ、どうぞ。所属とお名前をはっきりと申し上げて。

○武井委員 千葉市町内自治会連絡協議会の武井ですが、今の説明の中にはなかったんですが、資料の3-4、5のあたりのところで、例えば、資料3-5の5ページのところをちょっと見ていただきますと、平気寿命と健康寿命というのが出ているんですが、その健康寿命について、ここに書かれている内容と厚労省関係から出ている数字ってかなり違って、根拠というか、定義によって変わってくるんだとは思いますが、少なくとも、千葉市の中で健康寿命といたらこれだというふうにわかるように、何かしてもらおうと非常にいいんですが、ほかの計画なんかで出てきているものと、これが一致しているんでしょうかということと、あわせて、例えば社協なんかで出している数字、今年度からの計画を見ても、健康寿命の内容がずっと違っているわけなんで、健康寿命と言われても非常にわかりにくくなっちゃうんで、そのあたりの考え方がどうなっているんでしょうか。

○野尻委員長 わかりましたか、ご質問。

じゃあ、お答え願います。

○山口保健福祉局次長 保健福祉局次長の山口でございます。

健康寿命は二つ計算する方法がございます。千葉市の場合は、ここに書いてございますように、健やか未来都市ちばプランで健康寿命を出しておりますけれども、それは要介護認定者数で計算をした健康寿命の値でございます。

もう一つ、厚労省も2種類出しているんですけども、もう一つのほうは、国民生活基礎調査で市民アンケートからとって出す健康寿命と2種類がそれぞれの自治体によってどっちを指標にするかというふうになっています。

千葉市の場合は、健康づくりのほうでは、こちらの健やか未来都市ちばプランでは、要介護認定のほうをとっています。それはなぜかと言いますと、国民生活基礎調査の客体が5,000人くらいしかいないんですね。千葉市5,000世帯、1年間で。ですので、非常に客対数が少ないため、変動が大きかったりするために、そちらのほうではなくて、要介護認定者は何万人もいますので、そちらのほうの数字を使って計算をしているというところでございます。

県あたりになりますと、国民生活基礎調査の人数も多いですので、客対数が多いので、そちらのほうを使っているところもあると。市町村によっては、両方併記しているところもございます。そうすると、本当に武井委員がおっしゃったように、どちらのことかわけがわからなくなりますので、最初から一貫して要介護認定者数をもとにした健康寿命で年々の比較をしているという、そういうような状況でございます。

以上でございます。

○野尻委員長 よろしゅうございますか。

○武井委員 今、ご説明になった内容は大体理解しているんですけども、少なくとも千葉市の中では、健康寿命と言ったらこれだという形になればわかりいいんですけども、計画によって違くと、健康寿命という同じ言葉から出てきていても、かなり違ってきてしまうので、その統一の話なんですけれども、例えば、一番今わかりやすいのは、関係している中で言えば、社協の今年度の計画なんかは、健康寿命は明らかに違う内容を挙げているわけですね、同じ健康寿命で。それが統一できないんでしょうかというお話です。

○野尻委員長 おわかりになりましたか。何か健康寿命という概念そのものも難しく、計算方法が今二つあると言っていましたけどね。

はい、お願いします。

○山口保健福祉局次長 社協の計画ですか。

○武井委員 そうですね。

○山口保健福祉局次長 社協のほうは直接は、私もすみません、今、手元にないので、どういう計画になるか何ともお答えできないんですけども、少なくとも千葉市がつくっている今回のほうの計画は、健康づくりのほうの健康寿命で統一されているというふうに思っておりますが、後ほど社協のほうとも相談してみたいと思います。

○野尻委員長 後ほど事務局とゆっくりお話になってください。

ほかに何かありますでしょうか。

何か説明、追加の。どうぞ。

○高石介護保険管理課長 介護保険管理課の高石と申します。よろしくお願いたします。

参考までに1点追加でご説明をさせていただきますと、先ほど介護保険料が千葉市が比

較的低いのご説明いただいたんですけども、政令市20市の中で、今年度第7期の保険料については、千葉市が5,300円となっております、政令市の平均になりますと、今、6,200円くらいまで上がっているというような状況でございます。一番高いところを申し上げますと、大阪市で約7,800円ということで、大分自治体間で介護保険料についても開きが出てきているというような状況でございます。参考までに申し上げます。

○野尻委員長 ありがとうございます。

私からは「フレイル」という言葉が最近出てきていますよね、厚生労働省あたりで、虚弱、後期高齢者でね、私の住んでいる新宿区あたりは、もう「フレイル」対策のパンフレットまでできているんですね。それで、後期高齢者、75以上はもうメタボじゃないよと。74歳まではメタボでいって、痩せなさい、痩せなさいと言うんですけど、75になると、そんな痩せなくていいですよと。栄養をとってくださいと。そんなあれで、なかなか75歳前後の人は、戸惑うことが多くなると思うんですけど、その辺のことはここに余り書いていないんですね。まだ「フレイル」については、まだ触れていないということではよろしいですかね。

内容としては書いてありますよね。2番目の表の一番上から3番目、国民健康保険における高齢者の低栄養の防止ということですね、これですよね、「フレイル」というのはね。ですから、書いてあることなんですけど、まだそういう、余り表面的には、厚労省もそれほど強く推進していないんですかね。ある市町村では、かなり「フレイル」を宣伝しているところもあるものですから、ちょっとお聞きしました。何かご意見がありましたら言ってください。

○南高齢福祉課長 高齢福祉課でございますが、本編の45ページを開けていただくと、「フレイル」という言葉を若干盛り込んで説明をさせていただいております。まだちょっと世間一般には、「フレイル」という言葉が認知度が低いですので、まずはここで少し触れる。今後、「フレイル」については対策をとっていかうということで考えております。

○野尻委員長 わかりました。どうも失礼しました。

そのほか何かございますか。ありがとうございます。

それでは、次は、議題(4)「千葉市貧困対策アクションプランについて」です。これも事務局からよろしく願いいたします。

座ったままでどうぞよろしく。

○片岡保護課長 保護課長の片岡でございます。よろしく願いいたします。では、座って説明させていただきます。

私のほうからは、平成30年3月に策定しました千葉市貧困対策アクションプランについてご説明をさせていただきます。資料は4-1から4-3までになります。本日は資料4-1、A4のペーパーなんですけども、千葉市貧困対策アクションプランの策定についてと書かれた資料を中心に説明をさせていただきます。

初めに、大変申しわけないんですけども、資料に誤字がございまして、ちょっと訂正をさせていただければと思います。恐れ入りますが、資料4-2、これはA3でとじた資料でございますけども、3枚とじてあって、その1枚目をごらんいただけますでしょうか。4-2ですね。千葉市貧困対策アクションプラン(概要版)というタイトルの資料でございます。

こちらに右側のほうに円グラフがあるかと思えます。大きいほうの円グラフですね、真ん中にある円グラフの右側のほうに文字が幾つかありまして、「ホームレス」とか「自死起図」というところがあって、その「自死起図」というところの「起」ですね。起きるといふ字を使っております。ここは企てる、企画の「企」ということで訂正させていただきたいと思えます。申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

それでは、すみません、資料の4-1のほうにお戻りいただけますでしょうか。では、資料4-1の1、策定の趣旨でございます。

近年、少子高齢化や核家族化はますます進展し、社会的孤立、地域力の低下等が現象として現れるとともに、家族や地域社会を取り巻く環境の変化により生活課題が複雑化・多様化し、対象者や課題を限定する縦割りの各福祉制度だけでは十分な対応ができなくなってきました。こうした中で、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法、これは※印の1、真ん中のあたりですね、四角で囲ったところに記載をしておりますけれども、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを内容とする法律になります。千葉市ではこの法律の施行に先立ちまして、平成25年12月に、複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援窓口である千葉市生活自立・仕事相談センターを設置いたしました。

同センターは、※印の2のところに記載しておるんですけども、失業ですとか、病気、借金とか家族の問題など、そういう複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援窓口で、平成29年度は約1,200件の新規の相談に応じております。一つの所管課のみでは支え切れない複合的な課題を抱えた方に対して、本人に寄り添った支援を行っている支援窓口になります。

こうした千葉市生活自立・仕事相談センターの設置の動きとともに、平成29年6月には、生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るため、千葉市の庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織を立ち上げました。そして、この組織を中心に、生活困窮者自立支援制度を核とした、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくための具体的な行動計画を示す「千葉市貧困対策アクションプラン」を策定したところでございます。

2番の本プランの策定経過についてでございます。本プランの策定に当たりましては、市民意識調査や千葉市生活自立・仕事相談センターを含む関係機関への調査等を行った上で、平成29年11月に千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会においてご審議をいただきました。貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

それから、平成30年2月には、パブリックコメント手続を実施しまして、延べ16件の意見をいただきました。そして、3月に本プランを策定したところでございます。

続きまして、本プランの概要になります。資料は4-2、A3の資料の3枚目、千葉市における課題と施策の方向性等と書かれた資料をご覧くださいませでしょうか。表の形式になっているものです。

この表は、千葉市における課題と施策の方向性を整理したものになっておりまして、左のほうから、これまでの取組から見える課題、施策の方向性、施策の推進についてをそれぞれ記載しております。

本プランは、千葉市における課題と施策の方向性を六つの視点から整理しております。

上から順番に申し上げます。1点目が、貧困率が高い者、孤立者の早期発見。2点目が、相談体制の強化・充実、包括的な相談支援。3点目が、多様なサービスの提供、支援体制の充実。4点目が、多様な主体との連携強化。5点目が、子どもへの対策。6点目が、健康の保持増進となっております。

それでは、申し訳ございません、また資料の4-1、A4のほうの資料にお戻りいただけますでしょうか。

3の本プランの概要のところをご覧くださいませでしょうか。二段落目の「また」というところがあるんですけども、こちらに、生活困窮者の中には、自ら相談に行けない、もしくは声をあげることが出来ない方もいることから、情報提供による「待ちの支援」から支援を必要とする方に「支援を届ける」仕組みへの転換を図ることを本プランの大きな柱としております。

これまで、生活困窮者が、例えば行政のほうに、各種保険料に係る納付手続ですとか相談、障害や介護に係る認定申請、手続等で窓口を訪れた際には、千葉市生活自立・仕事相談センターに係る情報提供を行うに留まっておりましたが、今後は、生活困窮の端緒を発見した際には「情報共有シート」というものを作成・活用して、支援を必要とする方に係る情報を生活自立・仕事相談センターと共有することで、同センター職員が相談者宅に出向くといったアウトリーチを行いまして、支援を届ける仕組みというものを構築していきたいと思っております。

具体的なイメージなんですけども、資料の4-2をご覧くださいませでしょうか。先ほどのA3の資料の2枚目でございます。新たな自立相談支援体制の構築というタイトルの資料でございます。

まず、支援を必要とする方という記載が左側中央辺りの楕円のところになるんですけども、必要とする方が大きく二つに分けることができるのではないかと考えております。

一つ目は、相談者と書かれている、行政に対して何らかの相談手続を既に行っている方、それから、二つ目は自尊心が低下している方ですとか社会的孤立者など、相談に至っていない方になります。

一つ目の相談者についての従来の流れなんですけども、こちらは点線の矢印の部分になると思うんですが、まず相談者のところから右上に伸びている各種手続相談等の矢印になりますが、市営住宅等に対する家賃の手続や相談、各種保険料に対する納付手続や相談、障害・介護の認定申請、手続等、いわゆる行政に対して何らかの相談や手続に行ったときに、これまで相談者に生活困窮の端緒があった場合には、手続等対応した部署が関係機関へ案内するですとか、千葉市生活自立・仕事相談センターに係る情報提供を行うにとどまっております。この同センターと情報を共有するところまでは十分に、情報共有までは至っていないというような状況でございました。

しかし、相談者の中には、先ほどもちょっと申し上げましたけども、自尊心の低下等で、みずから相談に行けない、もしくは行かない、説明がうまくできないといったような方もおりまして、生活自立・仕事相談センターに必ずしもつながらないことで、支援が届いていないというケースもあったかと考えております。このようなこれまでの情報提供による「待ちの支援」だけでは不十分であり、支援機関みずからがアプローチする仕組みが必要と考えているところでございます。

このため、新たなアプローチとしましては、生活困窮者が行政の窓口で各種手続や相談等に訪れた際に、対応した職員が、生活困窮の端緒を見つけた場合には、これを見逃さず、生活自立・仕事相談センターに「情報共有シート」を用いてつなぐ仕組み、こういったものを構築していきたいと思っております。

二つ目の相談に至っていない方についての支援については、先ほどの楕円の一番下のところから右への矢印になるんですけども、例えば、地域の民生委員さん、町内自治会さん、コミュニティソーシャルワーカーさん、NPO法人などから、支援を必要とする方に係る情報提供を受けて、生活自立・仕事相談センターがアウトリーチを行うというような流れになっております。

このイメージ図の右下に、生活自立・仕事相談センターと書かれたところがあるんですけども、こちらの上のほうに各種手続の欄から下のほうにおりてくる色つきの太い矢印があるんですが、それと、先ほどの左側の楕円のところから支援を必要とする者、そこから生活自立・仕事相談センターに向かう色つきの太い矢印、それから、千葉市生活自立・仕事相談センターから支援を必要とする者に向かう色つきの太い矢印、こちらがただいま説明を申し上げた新たな仕組みということで、そのイメージになっております。

このような体制を構築することによりまして、「待ちの支援」から支援を必要とする方に「支援を届ける」というような体制の構築、それがこのプランの大きな柱となっております。

駆け足でございましたが、説明は以上でございます。

○野尻委員長 ありがとうございます。

なかなか難しそうなあれですね。部会で説明を大分されたと思うんですけど、ただいまのご説明に対してご意見、質問はございますでしょうか。

どうぞ。お名前と所属をはっきり。

○今田委員 千葉市医師会から参りました小児科医の今田と申します。

この資料の中に、生活保護世帯では高校進学率が低いというふうに記載されておりますけれども、生活保護に至っていなくても、ひとり親の家庭は結構苦しいのではないかと思います。ひとり親家庭の高校進学率というのは、両親そろっている家庭と比べて差があるのでしょうか。

○野尻委員長 よろしく申し上げます。どうぞ。

○宮葉こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

ひとり親の家庭の進学率については、ちょっとデータがございませんので、ただ、子どもの貧困対策推進計画というものを我々のほうが策定しておるんですけども、その中では、やはり生活保護とか、そういった支援制度を受けているお子さんにつきましては、やはり高校卒業後の進学率がかなり低い。一般のお子さんと比べても、かなり低いような状況にあるということは把握してございまして、これへの対策といたしまして、計画を策定してさまざまな事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○今田委員 じゃあ、今後も拡充をよろしくお願いいたします。

○野尻委員長 ほかにいかがでしょうか。

私からは、3枚つづりの一番上のタイトルが千葉市貧困対策ということで、「貧困」とい

う言葉が今のご説明の中に余り出てこなかった。生活困窮者ということで、また2枚目の左上、生活困窮状態からの脱却とありますですね。タイトルの「貧困」という言葉がキーワードになっていると思うんですけど、そのあたりの関係はいかがですか。

はい、どうぞ。

○片岡保護課長 具体的な定義というものが定まっていはいないんですけども、国のほうで、よく相対的貧困だとか、絶対的貧困という言葉を使って説明なんかがあるんですけども、絶対的貧困というと、もう本当に食べられない状況というものが、すぐイメージされるものでございまして、相対的貧困というのは、ちょっと難しいんですけども、24年、26年だったか、所得が122万円以下、いろいろな計算式があって出た数字なんですけども、それ以下の所得のことを相対的貧困というような言い方をしています、それについては、もちろんそういう経済的な部分での貧困というんですか、生活困窮ももちろんこのプランは対象になりますし、それ以外でも孤立していたりという、さまざまな状況で困っているという方も対象にしております。

確かにこのプランの中で、その貧困なり、生活困窮というところが、確かに定義としてはしていないので、ちょっと曖昧な部分ではありますが、幅広く潜在的にあるんだろうということで、拾って支援につなげていくというような趣旨でやっていきたいと思っております。

○野尻委員長 ありがとうございます。

何か生活保護の援助という単純な生活困窮状態の脱却だけじゃなくて、孤立状態からの脱却というのは、なかなか難しい概念だなと私も読みながら。お金があっても孤立している人は結構いるかもわかりませんしね。定義がなかなか、部会でやったときなんかでも議論が出たのかななんて、そんなことをちょっと、余り専門じゃないんですけど思った次第です。

どうぞ、ほかに何か今の議題、話題、質問、コメントありますでしょうか。貧困のあれは、一番上の健康増進の最初の話題と非常に裏腹という感じがするんですね。片一方はもう健康増進で元気になると。落ちこぼれ的なのがどうも貧困対策じゃないかななんて思って、同じ部会でやっているから、両方関連があっているんでしょうけど、実際はアクションプランで難しいことを言わなくても、幾つかアクションプランを立てて、それに向かってやっていくということなので、私としてはそんなにコメントできないんですけど、そんなことを感じている次第です。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。

議題(5)「第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画について」です。

これも事務局から説明をお願いします。座ったままでどうぞ。

○柏原障害者自立支援課長 障害者自立支援課長の柏原でございます。

議題の(5)第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画について説明させていただきます。

資料の5-1を中心に説明させていただきます。第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画の概要でございます。

これらの計画の原案作成に当たっては、現行の計画をベースに国の基本計画、基本指針、

そして、現行計画の達成状況、実態調査の結果、千葉市地域自立支援協議会運営事務局からの提言、そして、障害者団体等とのヒアリングの結果を踏まえまして、重点課題や障害児福祉計画を新設するなど計画の構成を変更するとともに、事業や説明内容について加筆、修正を行い作成いたしましたものでございます。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者基本法に基づき、本市に設置しております、障害者施策の審議を所管する千葉市障害者施策推進協議会において審議され、本年3月22日に了承を得まして、その後、市長決裁を経て策定いたしましたので、報告させていただくものでございます。

それでは、本計画の主な構成ですが、今回、障害児福祉計画の策定に伴いまして、前計画の4部構成から1部増やして5部構成とするとともに、第2部の各論に重点課題というものを新設させていただいております。ここからは資料にございます計画の構成に沿って、主なポイントを説明してまいります。

まず、「第1部 総論」の「第1章 計画の策定にあたって」ですが、1、計画策定の趣旨では、中長期指針の策定、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、国の動向等を盛り込んだものにしてございます。

2、計画の位置付け・他計画との関係では、障害者計画、障害福祉計画に、新たに障害児福祉計画を加え、一体的に策定したものでございます。

3、計画の期間でございますが、本市の実施計画に合わせまして、平成30年度から32年度の3か年計画となっております。

4、「障害者」とは、ですが、これまでの計画と同様、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とする旨を引き続き盛り込んでおります。

次に、「第2章 本市の障害者の現状」ですが、3障害とも障害者数が増加しております、その状況を示すとともに、実態調査の結果から新たに医療的ケアを行っている人ですとか、障害者がスポーツ活動をより多く行うために必要なことなどを加えるなど、主な結果を盛り込んでおります。

次に、「第3章 計画の基本的な考え方」ですが、基本理念は、「すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する」といたしました。

2、計画の視点では、前計画の四つの視点から三つに集約いたしまして、まず①といたしまして、中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援。②誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進。③障害者団体との協働及び市民参加といたしました。

「第2部 各論」、第1章で、新設いたしました重点課題でございますが、これは資料の5-3、この計画の概要版をお開きいただきたいと思います。概要版の4ページをお開きください。

この重点課題の三つは、千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議からの提言を踏まえ検討したものでございます。

重点課題のI、親亡き後を見据えた支援についてですが、障害者本人の日常生活を支援している親に代わって、障害者本人の支援における連携体制、障害者本人の意思を尊重し

た様々なサービスや生活支援のコーディネート役、日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、障害者本人の住まいの確保が、介助者の高齢化及び親亡き後の支援に関する喫緊の課題となっております。これらの課題に対応するため、本計画では成年後見制度の利用促進、親亡き後の住居への対応、相談支援体制の充実に重点的に取り組んでまいります。

次に、右側の5ページになります。重点課題のⅡでございますが、発達障害への支援についてです。これまでの発達障害に関する専門的な相談機関が相談対応に追い付かない状況であるとともに、地域の関係機関の連携の不足や様々な発達障害の種類に対応した事業所の不足という状況、強度行動障害者の家族への支援が喫緊の課題となっております。これらの課題に対応するため、相談支援体制の充実、地域の関係機関の連携の仕組みづくり、強度行動障害者への対応に重点的に取り組んでまいります。

ページをめくっていただきまして、次に重点課題のⅢ、重度の障害のある方たちへの支援についてですが、医療的ケアなどの重度の障害に対応できる障害福祉サービス事業所などの不足、専門的な相談機関や計画相談事業所の不足、医療と福祉の連携、教育機関での対応、重度の障害者の意思決定のプロセス確保が喫緊の課題となっております。これらの課題に対応するため、重度の障害者に対応できる障害福祉サービス等の推進、教育機関等での対応に重点的に取り組んでまいります。

以上、この三つの重点課題は、本市がこれから取り組むべき喫緊の課題として、この後、説明いたします。第2章の基本目標に掲載された各事業を、横断的に捉えて取り組んでまいるところでございます。

では、A3の資料5-1にお戻りください。今申しました、第2章、基本目標のほうにまいります。

本計画の計画期間内において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえまして、特に千葉市が全庁を挙げて取り組んでいく障害者理解の取り組みに関する基本目標をトップに据えたところです。

その後の基本目標の順番は、相談支援、地域生活支援、保健・医療、障害児支援、生活環境の整備といたしました。

なお、前回の計画におきまして初期の目的を達成した事業や、廃止した事業については、本計画の策定を機に削除するとともに、前計画の期間中に新たに取り組み始めた事業や、未掲載であった事業を追加いたしましたので、事業数の変化に関する説明を主にさせていただきます。

まず、基本目標の1、理解促進・社会参加の推進ですが、事業数は55事業となっております。特に、スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進の事業の充実が特徴となっております。

次に、基本目標の2、相談支援の充実では事業数が37事業。基本目標の3、地域生活支援の充実では事業数が41事業。基本目標の4、保健・医療の充実では事業数が21事業。基本目標の5、障害児に対する支援の充実では事業数が38事業。基本目標の6、生活環境の整備では事業数が28事業となり、全体で前計画では189事業でございましたが、本計画では220事業の掲載、31事業の増加となっております。

次に、右側の第3部、障害福祉計画ですが、国が示した障害福祉サービス等、障害児通

所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、いわゆる基本指針を踏まえまして、本市における32年度までに達成すべき目標、指定障害福祉サービス等の見込み量と確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項を示しております。

なお、細かい数値等につきましては、概要版で13ページから23ページとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

次に、第4部、障害児福祉計画ですが、国の基本指針を踏まえまして、本市における32年度までに達成すべき目標、指定通所支援の見込み量と確保の方策について示しております。

なお、同様に概要版では、24ページから26ページとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

最後に、第5部、計画の推進に向けてですが、1、関係機関・地域等との連携、2、進行管理と評価、3、計画の弾力的運用の三つの項目といたしました。

以上で、第4次千葉県障害者計画・第5期千葉県障害福祉計画・第1期千葉県障害児福祉計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○野尻委員長 ありがとうございます。

どなたかただいまのご説明に対しまして、ご質問だとかご意見はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○畔上委員 千葉県在宅サービス事業者協議会の会長をしております畔上でございます。

どこに入るのか教えていただきたいんですが、ちょっと違う団体で、防災訓練等をやっております。特に防災に関する避難訓練で、障害の方にとっての誘導とか、被災されたときの、要するに立ち位置みたいなことだとか、情報が非常に管理されているために、なかなか地域の情報がわからないんですね。避難されてきましたら、視覚障害、聴覚障害というようなことがわかったりするんですね。それがわかってからでは、トイレの位置の誘導なんかがとても手間取るんですが、その辺に関して、どこの部署で、どのように盛り込んでいただければよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○野尻委員長 どうぞ、お答え願います。

○柏原障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。本編の資料の5-2になりますが、68ページで、防犯・防災体制の整備ということで、障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

また、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制を構築するほか、避難所における支援の充実を図るということで盛り込んでいます。

これに伴った主な事業といたしましては、例えば、下から2番目の災害時における避難支援体制の強化、それから、その上の避難所運営委員会の設立促進及び活動支援ということで、ほかにもこの計画事業にはございませんが、例えば九都県市の防災訓練、それから、今年度秋には植草学園大学さんに協力いただいて、また避難訓練をしていく中で、拠点福祉避難所ですとか、障害者の参加によって、今、ご懸念されている部分の活動をしてまいりたいとは思っております。

ただ、実際問題として、細かな自治会、要は自治会単位とかでの自主防災組織に対しての今、委員がおっしゃったような体制というのが、まだきめ細かくできていないという部

分は意識しております。まだ、そこまでちょっと手をつけていない部分は、非常に歯がゆい部分とかもございいますが、位置づけとしては、この中で今後も検討していかなければいけないことだとは認識しております。

以上でございます。

○野尻委員長　よろしいですか。

○畔上委員　はい、わかりました、というのはちょっときついんですけど、基本的にやっぱり障害の方が置き去りにされていくということでは守れないんですね。実際の避難訓練を私ども千葉県内で86か所くらいで実はやってございますが、それは現実的にですね、本当に今言ったように情報が来ない、参加する方がお父さん、お母さんがいらっしやらないときの避難については、ものすごく混乱をいたします。家族の方がいないということについて、本当にパニックを起こすような現状ですから、そういう些細なことなのですが、些細じゃないというようなことがございますので、これについては心を込めて提案を実行していただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

○野尻委員長　どうぞ。

○柏原障害者自立支援課長　今、委員がおっしゃったように、保護者の方がいないときとか、また被災後に復旧する際に、保護者がいないときに、そういった子をどうやって預かって、被災された方の復旧に当てるか、そういう意味では、今回の植草学園さんとか、学校とも拠点的福祉避難所の協定を締結してございます。そういったところで、今、おっしゃった視点も含めて、総合的に訓練の内容が充実できればと思っております。ご提案ありがとうございます。

○野尻委員長　よろしいですね。ほかにありますでしょうか。ないようでございます。

それでは、議題（6）に行きます。「平成29年度審議事項及び平成30年度各会議の開催予定について」よろしく申し上げます。

○白井保健福祉総務課長　保健福祉総務課長の白井でございます。よろしくお願ひいたします。失礼して座って説明をさせていただきます。

○野尻委員長　どうぞ。

○白井保健福祉総務課長　それでは、お手元の資料6、専門分科会等における平成29年度審議事項及び平成30年度開催予定をご覧ください。資料6でございます。

1ページ目から6ページ目までは、平成29年度に開催いたしました各分科会等の審議事項の内容を掲載してございます。恐れ入りますが、時間の関係でこれらにつきましては説明を省略させていただきますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。

今年度の各専門分科会等の開催予定でございます。上から順に申し上げます。

まず、千葉市社会福祉審議会は、本日のこの会議でございます。

次に、民生委員審査専門分科会は、今年度4回の開催を予定しており、開催時期は記載のとおりで、既に第1回を終了してございます。審議予定事項は、いずれも民生委員・児童委員候補者の適否審査でございます。

次の身体障害者福祉専門分科会は、今年度の開催予定はございません。

同分科会の審査部会につきましては、今年度2回の開催を予定しておりまして、開催時期は記載のとおりでございます。審議予定事項は、身体障害者福祉法第15条第1項の医

師の指定に関する調査審議等でございます。

次に、高齢者福祉・介護保険専門分科会は、今年度2回の開催を予定しており、開催時期は記載のとおりでございます。審議予定事項は、介護保険事業の運営状況について等でございます。

次の、同分科会のあんしんケアセンター等運営部会につきましては、今年度5回の開催を予定しており、開催時期は記載のとおりでございます。審議予定事項は、あんしんケアセンターの運営に関することや地域密着型サービス事業者の募集等でございます。

続きまして、地域福祉専門分科会は、今年度1回の開催を予定しており、開催日は7月27日の予定でございます。審議予定事項は、先ほど議題の中でご説明をさせていただきましたが、「支え合いのまち千葉 推進計画」、この計画の進捗状況等でございます。

次に、児童福祉専門分科会、こちらは今年度2回の開催を予定しておりまして、開催時期は記載のとおりでございます。審議予定事項は、千葉市子どもプランの進捗状況等でございます。

同分科会の処遇検討部会は、必要に応じて開催していく予定でございますが、第1回を7月に開催する予定でございます。審議予定事項は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置等でございます。

同じく、同分科会の設置認可部会につきましても、必要に応じて開催してまいる予定でございますが、今年度は既に2回の開催をしております。審査事項は、保育所等の整備運営事業者の審査でございます。

同じく、同分科会の特定教育・保育施設等重大事故検証部会につきましては、先ほど議題の中でご説明をさせていただきました新たに設置した部会でございますけれども、こちらは必要に応じて開催してまいる予定でございます。審議予定事項といたしましては、保育所や認可外保育施設等における死亡等の重大事故についての分析と必要な再発防止策の検討でございます。

最後に、社会福祉法人・施設専門分科会、こちらにつきましては、今年度3回の開催を予定しており、開催時期は記載のとおりでございます。審議予定事項は、特別養護老人ホームや障害者グループホーム整備事業者の選定でございます。

今年度の各分科会等におけます開催予定は以上でございます。なお、一番下の※印に記載のとおり、開催時期及び審議予定事項等につきましては、変更させていただく場合がございますことを、あらかじめご了承くださいと存じます。

また、詳細な開催日程等につきましては、各専門分科会等から別途委員の皆様にご案内をさせていただきます。

以上で、平成29年度審議事項及び平成30年度開催予定につきましての説明を終了いたします。委員の皆様方には、今後とも本市社会福祉審議会に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○野尻委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしますということです。ただいまの説明に対しまして、どなたか質問だとか、ご意見はございますでしょうか。今年はこの具合でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一応、議題となっているのはこれまでで、一応終了させていただき、時間的

にどうですか、順調ですか。まだ余ってしょうがないとか、それは大丈夫。

何かご意見が終わった中でこれだけは言っておきたいという人がありましたら、どうぞ一つだけでも。短くどうぞ。

○**今田委員** 千葉市医師会の小児科の今田です。

二つばかりありまして、昨今、麻疹、はしかがはやっておりますけれども、はやっているというか、それほど多くはないんですが、外国から輸入されてきた麻疹で、流行している状況があります。これを防止するためには、麻疹の感受性者、つまりかかるおそれのある人を減らしていかなければなりません。そのためには予防接種が必要でありますけれども、公費の予防接種は今、麻疹と風疹は1歳と年長さんに限られております。それを超えた人たちを何とか抗体を持った状態にすることが予防の第一でありますので、麻疹に関するワクチン、これに対する補助があればありがたいと思いますし、風疹に対しても、抗体検査の補助は今、市でされていると思いますが、以前ありました風疹ワクチンに対する補助が今なくなっております。できましたら、その復活もお願いしたいと思います。

○**野尻委員長** 要望として受けとめていただきたいと思います。

ほかにありませんでしょうか。

(なし)

○**野尻委員長** それでは、順調に進行したようです。

最後にその他になります。その他、事務局から何かありますでしょうか。

○**白井保健福祉総務課長** 事務局からは特にございません。

○**野尻委員長** そうしますと、これで予定した議題は以上で終了となります。委員の皆様のおかげをもちまして、予定どおり進めることができました。まことにありがとうございます。

なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び委員長に一任とさせていただきます。

この後は、事務局にお返しいたします。どうぞ。

○**齋藤保健福祉総務課長補佐** ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。